

学校法人住吉学園 役員報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は学校法人住吉学園の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、職員の給与規定の基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員 報酬を支給しない。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬額の上限は、以下の通りとし、その範囲内で各役員の報酬額については理事長が決定し、理事長の報酬額については、理事会において決定する。

・報酬月額の上限は、400千円とする。

- 2 常勤の役員が本学園の職員として本学園給与規定に基づく報酬を受けているときは、年間報酬総額の合計が大阪府経常費補助金の減額対象となる金額を超えないものとする。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤の役員が任期満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後、引き続き再任された場合には期間を通算する。

- 2 常勤の役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、退職金規定第4条を準用する。

- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算定される額の範囲内で理事会において決定する。

(退任慰労金の算出方)

第6条 常勤の役員に対する退任慰労金の額は、次の表に掲げる金額とする。

理事長	$400 \text{千円} \times \text{在任年数 (6カ月以上を切り上げ)} \times 1.5$
常務理事	$400 \text{千円} \times \text{在任年数 (6カ月以上を切り上げ)} \times 1.2$
常勤役員	$400 \text{千円} \times \text{在任年数 (6カ月以上を切り上げ)} \times 1$

- 2 在任期間は、就任から退任までの年数で1年単位とし、1年未満の端数は6ヵ月以上を切り上げる。
- 3 常勤役員が在任期間中に職責内容の異なる役員に就任している場合は、上記区分ごとに退職慰労金を算出し、合計した額を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める機関とする。

(1) 報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)

(2) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヵ月以内

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。